

通学定期乗車券購入方法等について

学生証裏面学籍シールについて

2年生以上はシールに氏名・住所等が印字されています。

住所変更等の場合

住所変更により通学経路が変更した場合は、教務課窓口もしくはCOMITS2の

「コンシェルジュ」→「教務課」→「住所変更」により住所変更手続きをし、改めて学生課で学生証裏面学籍シールを受け取り、通学定期券購入の手続きをしてください。

通学定期乗車券購入方法等について

① 購入方法について

「学生証裏面学籍シール」と「通学定期乗車券発行控」の必要事項を記入後、学生課に提出し、経路確認印を受けた後、鉄道会社の窓口で学生証を呈示し、購入してください（ただし、バス等を利用する場合は別途通学証明書の発行が必要なので学生課窓口で申請してください）。

② 購入区間について

通学定期乗車券は、「自宅最寄駅」から「学校最寄駅」までの最も経済的な経路による区間に限り購入できます。（学校最寄駅 下高井戸，桜上水，経堂）

なお、アルバイト及び課外活動（クラブ活動）等の卒業に必要な単位修得以外の目的の場合は、通学定期乗車券を購入できません。適正でない区間の通学定期乗車券を購入及び使用した際は、運送約款に基づき旅客運賃・増運賃を請求されるとともに、当該学生は通学定期乗車券の発行停止を受けることとなります。

また、実習のために学校最寄駅以外の区間の「実習用通学定期乗車券」購入は、事前に学生課において手続きが必要となります（時期、鉄道会社によっては、1か月程かかる場合があります）。